

別表第二号の三第4 アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

人工衛星等のアマチュア局のうち、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、別表第二号第2及び別表第二号の二第5の様式のとおりとし、人工衛星に開設するものについては別表第二号第6及び別表第二号の二第8のとおりとする。

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	1(注1) 4 5(注2) 6 7(注3) 8 11 12 13 15 16	(注1) 開設に該当する。 (注2) 社団(クラブ)名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。 (注3) 施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限る。
2 法第9条第1項若しくは第2項又は第17条の規定による工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出の場合	1(注1) 2(注2) 3 5(注3) 14 16	(注1) 変更に該当する。 (注2) 免許後の変更の場合に限る。 (注3) 社団(クラブ)名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。
3 法第9条第4項又は第17条第1項の規定による無線設備の設置場所又は移動範囲の変更の申請の場合	1(注1) 2(注2) 3 5(注3) 11 12 14 15	(注1) 変更に該当する。 (注2) 免許後の変更の場合に限る。 (注3) 社団(クラブ)名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。
4 法第19条の規定による変更の申請の場合	1(注1) 2(注2) 3(注3) 5(注4) 8(注5) 13(注5) 14 15	(注1) 変更に該当する。 (注2) 免許後の変更の場合に限る。 (注3) この欄の変更をしない場合に限る。 (注4) 社団(クラブ)名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。

		(注5) この欄の変更の場合に限る。
5 施行規則第43条第3項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出の場合	1(注1) 2 3 5(注2) 11 14	(注1) 変更該当する。 (注2) 社団(クラブ)名の欄の記載は申請者が社団の場合に限る。

2 表面の記載は、次によること。

- (1) 印を付けた欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、免許の申請を行う場合又は変更の申請若しくは届出を行う場合の区別により該当する にレ印を付けること。
- (3) 2の欄は、現に免許を受けている免許の番号を記載すること。
- (4) 3の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。
- (5) 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する にレ印を付けること。
- (6) 5の欄の記載は、次によること。

ア 氏名又は名称の欄は、次によること。

(ア) 社団(クラブ)/個人の別の欄は、社団又は個人の区別により該当する にレ印を付けること。

(イ) 申請者が個人の場合は個人又は代表者名欄に氏名を記載し、社団の場合は社団(クラブ)名の欄にその名称を個人又は代表者名欄にその代表者氏名を記載(一般社団法人を除く。)し、それぞれにフリガナを付けること。

イ 住所の欄は、次によること。

(ア) 都道府県コードを記載し、申請者が社団の場合は主たる事務所の所在地を、申請者が外国人である場合は日本における居住地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コード欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村への記載は要しない。

(イ) 申請者が外国人である場合に限り、国籍欄にその国籍を記載すること。

- (7) 6の欄は、該当する にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

- (8) 7の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

- (9) 8の欄は、申請者が有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の9に規定する外国政府の証明書を有する者については、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団(一般社団法人を除く。)の場合は代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること。
- (10) 11の欄の記載は、次によること。
- ア 無線設備の設置(常置)場所と5の欄の住所が同一の場合は、記載を省略することができる。
 - イ 船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。
 - ウ 航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録番号を記載すること。
- (11) 12の欄は、希望する移動範囲について、該当する にレ印を付けること。
- (12) 13の欄の記載は、次によること。
- ア 該当する にレ印を付けること。電波の型式については、第10条の2第10項の規定に基づき総務大臣が別に告示する電波の型式の記号に該当する にレ印を付けるか、 にレ印を付けて電波の型式を記載すること。
 - イ 変更申請(届出)の場合であつても、変更後の周波数帯、空中線電力、電波の型式のすべてについて該当する にレ印を付けること。
- (13) 14の欄は、該当する にレ印を付けること。
- (14) 15の欄の記載は、次によること。
- ア 免許の申請の場合
 - (ア) 申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。
 - (イ) 申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から6月を経過していない場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。
 - イ 呼出符号の指定の変更の申請の場合
現に指定されている呼出符号を記載すること。
 - ウ 遠隔操作を行う場合
遠隔操作を行うこと及びその方法(専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。
 - (ア) 電波の発射の停止を確認することができるもの
 - (イ) 免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないよう措置しているものであることを確認することができるもの

(ウ) インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていることを確認することができるもの

エ 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

オ 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

カ その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

3 裏面の記載は、次によること。

- (1) 2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機等と表示して各送信機ごとに該当する事項を記載するものとし、この様式1枚に全部を記載できないときは、日本工業規格A列4番の規格の用紙に適宜記載すること。
- (2) 「変更の種別」欄は変更する送信機において該当する にレ印を付けること。
- (3) 第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定により工事設計の全部を省略する場合は、「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」の欄にその旨を記載すること。
- (4) 第15条の3第1項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。
- (5) 第15条の3第4項(第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。)の規定が適用されることとなる場合は、「発射可能な電波の型式及び周波数の範囲」、「変調方式」、「終段管」、「定格出力」の欄の記載を省略するものとする。
- (6) 無線設備の機器が、免許申請の場合において第15条の5第1項第2号に該当するものであるとき又は変更の届出の場合において施行規則別表第一号の三第1の22の項、同表第2の2の項若しくは別表第二号第1項第1号に該当するものであるときは、その事実を証する書面を添付すること。
- (7) 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分についてその変更後の事項を記載すること。
- (8) 変調の方式の欄は、無線電信の場合は記載を要しない。
- (9) 終段管の欄は、終段部の真空管(半導体を含む。)の名称及び個数並びに終段陽極(これに該当するものを含む。)の電圧及び入力を記載すること。
- (10) 定格出力の欄は、当該送信機の出力端子における出力規格の値を記載すること。
- (11) 送信空中線の型式の欄は、移動する局の場合は記載を要しない。
- (12) 周波数測定装置(施行規則第11条の3第7号の装置を含む。)について記載するも

のとし、該当する にレ印を付けること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合には記載を要しない。

- (13) 送信機系統図として、半導体、真空管又は集積回路の名称及び用途並びに発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法を記載したものを、日本工業規格A列4番の用紙を用いて提出するものとし、 にレ印を付けること。また、付属装置がある場合は、その諸元及び送信機との関係を記載すること。

ただし、第15条の3第4項(第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。)の規定が適用されることとなる場合は、送信機系統図の提出を要しない。

- (14) その他の工事設計の欄は、当該無線局の工事設計の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、 にレ印を付けること。